

別表（第2条、第3条、第4条関係）

種目	品目	対象者	性能	基準額	耐用年数
介護・ 訓練支 援用具	特殊寝台	(1) 下肢又は体幹機能障がい2級以上の身体障がい者（児） (2) 難病患者等で寝たきりの状態にある者	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	154,000円	8年
	特殊マット	(1) 下肢又は体幹機能障がい1級の身体障がい者（常時介護を要する者に限る。）、下肢又は体幹機能障がい2級以上の身体障がい児又は、重度若しくは最重度の知的障がい者（児）（原則として3歳以上の者） (2) 難病患者等で寝たきりの状態にある者	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止するためマット（寝具）にビニール等の加工をしたもの	19,600円	5年
	特殊尿器	(1) 下肢又は体幹機能障がい1級の身体障がい者（児）であって、常時介護を要する者（原則として学齢児以上の者） (2) 難病患者等で自力で排尿できない者	尿が自動的に吸引されるもので、対象者又は介護者が容易に使用し得るもの	67,000円	5年
	入浴担架	下肢又は体幹機能障がい2級以上の身体障がい者（児）で、入浴に当たって、家族等他人	障がい者（児）を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	82,400円	5年

		の介助を要する者（原則として3歳以上の者）			
	体位変換器	(1) 下肢又は体幹機能障がい2級以上の身体障がい者（児）で下着交換等に当たって、家族等他人の介助を要する者（原則として学齢児以上の者） (2) 難病患者等で寝たきりの状態にある者	対象者又は介護者が容易に使用し得るもの	15,000円	5年
	移動用リフト	(1) 下肢又は体幹機能障がい者2級以上の身体障がい者（児）（原則として3歳以上の者） (2) 難病患者等で下肢又は体幹機能に障がいのある者	介護者が対象者を移動させるにあたって、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。	159,000円	4年
	訓練いす	下肢又は体幹機能障がい2級以上の身体障がい児（原則として3歳以上の者）	原則として付属のテーブルをつけるものとする。	33,100円	5年
	訓練用ベッド	(1) 下肢又は体幹機能障がい2級以上の身体障がい児（原則として学齢児以上の者） (2) 難病患者等で下肢又は体幹機能に障がいのある者	腕又は足の訓練ができる器具を備えたもの	159,200円	8年
自立生	入浴補助用	(1) 下肢又は体幹機能	入浴時の移動、座位の	90,000円	8年

活支援 用具	具	能障がい者（児）であって、入浴に介助を必要とする者（原則として3歳以上の者） (2) 難病患者等で入浴に介助を要する者	保持、浴槽への入水等を補助でき、対象者又は介助者が容易に使用し得るもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。		
	便器	(1) 下肢又は体幹機能障がい2級以上の身体障がい者（児）（原則として学齢児以上の者） (2) 難病患者等で常時介助を要する者	対象者が容易に使用し得るもの（手すりをつけることができ（る。））。ただし、取替えに当たり、住宅改修を伴うものを除く。	4,450円 手すりつきの場合 5,400円増	8年
	頭部保護帽	下肢機能又は体幹機能若しくは平衡機能障がい者（児）で起立・歩行時に頻繁に転倒する者	ヘルメット型で、転倒の際に頭部を衝撃から保護する性能を有するもの	スポンジ・革製 15,200円	3年
		重度又は最重度の知的障がい者（児）で、てんかんの発作等により頻繁に転倒する者		スポンジ・革・プラスチック製 36,750円 12,160円	
	歩行補助杖 （一本杖）	下肢機能又は体幹機能若しくは平衡機能障がい者（児）で歩行障がいがあり、支持が必要な身体障がい者（児）	T字状・棒状の杖	木材・ニス塗装 2,266円 軽金属・塗装なし 3,090円 夜光材付は422円（全面夜光材は1,236円） 増、外装に白	3年

				色又は黄色ラッカー使用の場合は267円増	
移動・移乗 支援用具	<p>(1) 下肢機能又は平衡機能若しくは体幹機能障がいを有し、家庭内の移動等において介助を必要とする身体障がい者 (児) (原則として3歳以上の者)</p> <p>(2) 難病患者等で下肢が不自由な者</p>	<p>おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること。</p> <p>ア 対象者の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの。</p> <p>イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする。ただし、設置にあたり、住宅改修を伴うものを除く。</p>	60,000円	8年	
特殊便器	<p>(1) 上肢機能障がい2級以上の身体障がい者(児)又は重度若しくは最重度の知的障がい者(児)であり、訓練を行っても自ら排便後の処理が困難な者(原則として学齢児以上の者)</p> <p>(2) 難病患者等で上肢機能に障がいのある者</p>	<p>足踏ペダルで温水温風を出し得るもの又は知的障がい者(児を介護している者が容易に使用し得るもので温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。</p>	151,200円	8年	
火災警報器	<p>障がい等級2級以上の身体障がい者(児)又は重度若しくは最重度の知的障がい者(児)</p>	<p>室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせ得るも</p>	15,500円	8年	

	(火災発生の感知及び避難が著しく困難な障がい者(児)のみの世帯又はこれに準ずる世帯に属する者に限る。)	の。ただし、1世帯に2台を限度とする。		
自動消火器	(1) 障がい等級2級以上の身体障がい者(児)又は重度若しくは最重度の知的障がい者(児)(火災発生の感知及び避難が著しく困難な障がい者(児)のみの世帯及びこれに準ずる世帯) (2) 火災発生の感知及び避難が著しく困難な難病患者等のみの世帯及びこれに準ずる世帯	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの	28,700円	8年
電磁調理器	視覚障がい2級以上の身体障がい者(視覚障がい者のみの世帯又はこれに準ずる世帯に属する者に限る。)又は18歳以上の重度又は最重度の知的障がい者(知的障がい者のみの世帯又はこれに準ずる世帯に属する者に限る。)	視覚障がい者又は知的障がい者が容易に使用し得るもの	41,000円	6年
歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚障がい2級以上の身体障がい者(児)(原則として学齢児以	視覚障がい者(児)が容易に使用し得るもの	7,000円	10年

		上の者)			
	聴覚障がい者用屋内信号装置	聴覚障がい2級の身体障がい者(児)(聴覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯に属する者に限る。)	音、音声等を視覚、触覚等により知覚できるもの(サウンドマスター、聴覚障がい者用目覚時計、聴覚障がい者用屋内信号灯を含む。)	87,400円	10年
在宅療養等支援用具	透析液加温器	腎臓機能障がい3級以上で自己連続携帯式腹膜灌流法(CAPD)による透析療法を行う者	透析液を加温し、一定温度に保つもの	51,500円	5年
	ネブライザー	(1) 呼吸機能障がい3級以上又は同程度の身体障がい者(児)であって、必要と認められる者(原則として学齢児以上の者) (2) 難病患者等で呼吸器機能に障がいのある者	対象者又は介助者が容易に使用し得るもの	36,000円	5年
	電気式たん吸引器	(1) 呼吸機能障がい3級以上又は同程度の身体障がい者(児)であって、必要と認められる者(原則として学齢児以上の者) (2) 難病患者等で呼吸器機能に障がいのある者	対象者又は介助者が容易に使用し得るもの	56,400円	5年
	酸素ボンベ運搬車	医療保険における在宅酸素療法を行う者	障がい者が容易に使用し得るもの	17,000円	10年

	視覚障がい者用体温計（音声式）	視覚障がい2級以上の身体障がい者（児）（視覚障がい者のみの世帯又はこれに準ずる世帯である場合に限る。）（原則として学齢児以上の者）	視覚障がい者（児）が容易に使用し得るもの	9,000円	5年
	視覚障がい者用体重計	視覚障がい2級以上の身体障がい者（児）（視覚障がい者のみの世帯又はこれに準ずる世帯に属する者に限る。）	視覚障がい者（児）が容易に使用し得るもの	18,000円	5年
	動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメータ）	難病患者等で現に人工呼吸器を装着している者	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、難病患者等が容易に使用し得るもの	157,500円	5年
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	音声機能若しくは言語機能障がい者（児）又は肢体不自由者（児）であって、発声又は発語に著しい障がいを有する者（原則として学齢児以上の者）	携帯式で、言葉を音声又は文章に変換する機能を有し、障がい者又は障がい児が容易に使用し得るもの	98,800円	5年
	情報・通信支援用具	上肢機能障がい又は視覚障がい2級以上で、周辺機器を使用しなければパソコンの操作が困難であると認められる者（原則として学齢児以上の者）	パソコンを使用する場合に必要な周辺機器やソフト等（パソコンは除く。1人1回限りとする。） ア 周辺機器 イ アプリケーションソフト	100,000円	6年
		視覚障がい2級以上の身体障がい者（児）	視覚障がい者用地上デジタル対応ラジオ（地	29,000円	

	(原則として学齢児以上の者)	上デジタル放送に対応し、視覚障がい者(児)が容易に使用し得るもの)		
点字ディスプレイ	視覚障がい及び聴覚障がいの重度重複障がい(原則として視覚障がい2級以上かつ聴覚障がい2級)の身体障がい者であって、必要と認められる者	文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことができるもの	383,500円	6年
点字器	視覚障がい者(児)であり、視力の低下又は視野狭窄がある者(原則として学齢児以上の者)	視覚障がい者(児)が容易に使用できるもの(点筆を含む。) ア 標準型 A 32マス18行、両面書真鍮板製 B 32マス12行、片面書プラスチック板製 イ 携帯用 A 32マス4行、片面書アルミニウム製 B 32マス12行、片面書プラスチック製	10,712円 6,798円 7,416円 1,699円	5年
点字タイプライター	視覚障がい2級以上の身体障がい者(本人が就労若しくは就学している又は就労が見込まれる者に限る。)	視覚障がい者が容易に操作できるもの	63,100円	5年
視覚障がい者用ポータブルレコー	視覚障がい2級以上の身体障がい者(児)(原則として学齢児以	音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY	録音再生機 85,000円 再生専用機	6年

	ダー	上の者)	方式による録音及び当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障がい者（児）が容易に使用できるもの	35,000円	
	視覚障がい者用活字文書読上げ装置	視覚障がい2級以上の身体障がい者（児）（原則として学齢児以上の者）	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障がい者（児）が容易に使用し得るもの	99,800円	6年
	視覚障がい者用拡大読書器	視覚障がい者（児）であって、本装置により文字等を読むことが可能となる者（原則として学齢児以上の者）	画像入力装置を読み取り物（印刷物等）の上に置くことで、簡単に拡大された画像（文字等）をモニターに映し出せるもの	198,000円	8年
	視覚障がい者用時計	視覚障がい2級以上の身体障がい者（音声時計は、手指の触覚に障がいがある等のため解読式時計の使用が困難な者を原則とする。）	視覚障がい者が容易に使用し得るもの	解読時計 10,300円 音声時計 13,300円	10年
	聴覚障がい者通信装置	聴覚障がい者（児）又は発声又は発語に著しい障がいをも有する者であって、コミュニケーション、緊通連絡等の手段として必要と認められる者（原則として学齢児以上の者）	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに文字等により通信が可能な機器であって、障がい者（児）が容易に使用できるもの	71,000円	5年
	聴覚障がい	聴覚障がい者（児）で	字幕及び手話通訳付の	88,900円	6年

者用情報受信装置	あって、本装置によりテレビの視聴が可能になる者	聴覚障がい者（児）用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障がい者（児）向け緊急信号を受信するもので、聴覚障がい者（児）が容易に使用し得るもの		
人工内耳用体外部装置	現に人工内耳を装着している聴覚障がい者（児）であって、装着後5年を経過するものうち、医療機関において医療保険等の給付制度を利用して本装置の買換えができないと判断されたもの。ただし、本人の故意又は過失による破損、代替品の購入を理由とする場合を除く。	現に装着する人工内耳に音声等を電気信号に変換して送信する機能を有し、聴覚障がい者（児）が容易に使用できるもので、医師が適当と認めたもの	1,000,000円	5年
人工内耳用充電電池	人工内耳を装着している聴覚障がい者（児）	聴覚障がい者（児）が容易に使用できるもの	17,280円	1年
人工内耳用充電器	人工内耳を装着している聴覚障がい者（児）	聴覚障がい者（児）が容易に使用できるもの	25,920円	10年
人工内耳用イヤモールド	人工内耳を装着している聴覚障がい者（児）	聴覚障がい者（児）が容易に使用できるもの	9,000円	3か月
人工内耳用マイクロホンカバー	人工内耳を装着している聴覚障がい者（児）	聴覚障がい者（児）が容易に使用できるもの	2,808円	1年
人工喉頭	音声又は言語障がい	笛式 呼気によりゴ	5,150円	4年

		で、無喉頭、発声筋麻痺等により音声を発することが困難な者（主に喉頭摘出者を対象とする。）		ム等の膜を振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口腔内に導き構音化するもの	気管カニューレ付は3,193円増	
			電動式	顎下部等に当てた電動板を駆動させ、経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの	72,203円 (電池・充電器を含む)	5年
福祉電話 (貸与)		難聴者又は外出困難な身体障がい者（原則として2級以上）であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要性があると認められる者及びファックス被貸与者（障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する者に限る。）		障がい者が容易に使用し得るもの	83,300円	
ファックス (貸与)		聴覚又は音声機能若しくは言語機能障がい3級以上であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要性があると認められる者（電話（難聴者用電話を含む。）によるコミュニケーション等が困難な障がい者のみ		障がい者が容易に使用し得るもの	7,700円	

		の世帯又はこれに準ずる世帯に属する者に限る。)			
	視覚障がい者用ワードプロセッサ(共同利用)	視覚障がい者(児)		編集、校正機能を持ち、日本点字表記法に基づき、入力した文章を自動的に点字変換が可能で、点字プリンタとの連動により点字文書の作成及び音声化ができるもの	1,030,000円—
	点字図書	主に、情報の入手を点字によっている視覚障がい者(児)		点字により作成された図書	市長が必要と認めた額
排泄管理支援用具	ストーマ装具	消化器系	直腸機能障がい者で、人工肛門のストーマを造設した者	低刺激性の粘着剤を使用した密封型又は下部開放型の収納袋(皮膚の保護、排泄物の漏れ防止及び皮膚への装具密着等のために使用する用品を含む。)	8,858円 月額
		尿路系	膀胱機能障がい者で、尿路変更のストーマを造設した者	低刺激性の粘着剤を使用した密封型の収納袋で尿処理用のキャップ付とする。(皮膚の保護、排泄物の漏れ防止及び皮膚への装具密着等のために使用する用品を含む。)	11,639円 月額
	紙おむつ	次のいずれかに該当する者(原則として3歳以上の者) ア 脳性麻痺等脳原性運動機能障がいによる肢体不自由2級以		紙おむつ、サラシ、ガーゼ等衛生用品	20,507円 月額

		<p>上の者で、かつ、児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障がい者（児）として判定され、排尿又は排便の意思表示が困難であり、恒常的に紙おむつを必要とする者</p> <p>イ 治療によって軽快の見込みのないストマ周辺の皮膚の著しいびらん若しくはストマの変形のためストマ用装具を装着することができない者又は先天性疾患（先天性鎖肛を除く。）に起因する神経障がいによる高度の排尿機能障がい若しくは高度の排便機能障がいのある者で、紙おむつを必要とする者</p>		
収尿器	膀胱機能障がい、排尿のコントロールが困難な者又は尿路変更のストマを造設した者	<p>採尿器と蓄尿袋で構成し、尿の逆流防止装置を付けるもの</p> <p>ア 男性用 ラテックス製又はゴム製</p> <p>A 普通型 7,931円</p> <p>B 簡易型 5,871円</p> <p>イ 女性用</p> <p>A 普通型 8,755円</p> <p>耐久性ゴム製採</p>		1年

			尿袋を有するもの B 簡易型 ポリエチレン製の採尿袋導尿ゴムの採尿袋導尿管付き（採尿袋20枚を1組とする。）	6,077円	
住宅改修費	居宅生活動作補助用具	(1) 下肢機能若しくは体幹機能障がい又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい（移動機能障がいに限る。）を有する者であって障がい等級3級以上の者（ただし、特殊便器への取替えをする場合は上肢障がい2級以上の者）（原則として3歳以上の者） (2) 難病患者等で下肢又は体幹機能に障がいのある者	対象者の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの ア 手すりの取付け イ 段差の解消 ウ 滑り防止及び移動の円滑化のための床又は通路面の材料の変更 エ 引き戸等への扉の取替え オ 洋式便器等への便器の取替え カ その他住宅改修に附帯して必要となる住宅改修	200,000円	1人1回限り

備考

- 1 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がいの場合は、表中の上肢・下肢又は体幹機能障がいに準じて取り扱うものとする。
- 2 難病患者等については、医師の意見書等を提出するものとする。